

令和元年台風第15号等により被災された方へ

多古町内での

住宅復興のための 借入金の利子の一部を 補助します

令和元年台風第15号等による 多古町被災者住宅復興資金利子補給事業



令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、被害を受けた住宅の補修や、建て替えなどを行うために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、被災された方々の負担を軽減するため、支払った利子の一部を補助します。

* 事業のご案内 *

対象の地域	多古町全域	
対象となる方	次のすべてに該当する個人の方 ① 罹災証明を受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、令和元年9月9日の令和元年台風第15号、令和元年10月12日の令和元年台風第19号及び10月25日の大雨による被災時に自己又は親族がその被災住宅に居住していた方（親族＝原則3親等以内） ② 多古町内の被災住宅の補修を行う方又は被災住宅に代わる住宅の建設等を多古町内で行う方 ③ 住宅復興資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費者貸借契約を金融機関と締結し、融資の実行を受けた方 ④ 他から利子補給を受けていない方	
利子補給の内容	対象となる借入金額の範囲	100万円以上500万円以下 ※借入金が100万円未満の場合及び借入金のうち500万円を超える部分は利子補給の対象になりません。
	利子補給率	年利2%以内
	利子補給期間	利子の支払い開始日から5年以内
対象となる借入金の用途等	次のいずれかの用途 ① 被災住宅の補修 ② 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入 ③ 被災住宅に代わる住宅の新築又は購入に必要な土地資金（土地のみの購入資金は除く）	

■ 融資に関するご相談・お申し込みは、直接各金融機関へお願いします。

■ 令和元年12月までに借入している場合は、令和2年2月29日までに申請してください。

お問い合わせ ● 多古町都市計画課 ☎ 0479-76-5408

※ 手続きの流れについてを裏面に記載しています。

お手続きの流れ



1 金融機関へ融資の申し込み

- ・利子補給対象の金融機関
都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・中央労働金庫の本支店及び住宅金融支援機構、住宅金融支援機構と提携し住宅ローンを取扱している保険会社・モーゲージバンク等

2 多古町へ利子補給の申し込み

- ・金融機関に融資の申し込みを行った後、すみやかに申請してください。
ただし、令和元年12月までに借入している場合は、令和2年2月29日までに申請してください。

■ ■ お申し込みに必要な書類 ■ ■

- ① 令和元年台風第15号等による多古町被災者住宅復興資金利子補給申込書（第1号様式）
 - ② 被災した住宅の居住者の住民票謄本
（多古町内の被災住宅に居住している方は、「個人情報確認同意書（第2号様式）」を提出することにより省略できます。）
 - ③ 申込者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係のわかる書類
（戸籍謄本等。ただし、②により親族関係が明らかな場合は省略できます。）
 - ④ 罹災証明書（写）
 - ⑤ 被災住宅の登記事項証明書
 - ⑥ 被災した住宅の修繕又は被災した住宅に代わる住宅の新築又は購入に係る見積書
 - ⑦ 個人情報の第三者提供に関する同意書（第3号様式）
- ※ 各様式は、多古町都市計画課へお越しいただくか、多古町ホームページからダウンロードするなどして入手してください。

3 金融機関による融資の実行 ▶ 住宅の修理実施や購入等

4 多古町へ融資が実行されたことを報告

- ・融資が実行されましたら、すみやかにご報告ください。

5 多古町へ利子補給の交付申請及び利子補給金の請求

- ・原則として、翌年の1月20日までにお願いします。
※ 利子補給金は、前年分を翌年に1年分ずつご請求・お受け取りいただきます。

6 利子補給金の受け取り

- ・1月から12月に支払った利子について、翌年3月頃に補給します。